

【別紙】手数料条例 建築局関係建築確認等事務に係る改正内容一覧（令和7年4月1日施行）

手数料条例の内容 改正後				手数料条例の内容 改正前					
手数料の名称	区分	単位	手数料の額 (単位円)	手数料の名称	区分	単位	手数料の額 (単位円)		
建築確認申請又は計画通知手数料	建築物に係るもの	床面積の合計が三十平方メートル以内のもの	一件につき	<u>一〇、〇〇〇</u>	建築確認申請又は計画通知手数料	建築物に係るもの	床面積の合計が三十平方メートル以内のもの	一件につき	六、〇〇〇
		床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの	一件につき	<u>二八、〇〇〇</u>			床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの	一件につき	<u>一九、〇〇〇</u>
		床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	一件につき	<u>五九、〇〇〇</u>			床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	一件につき	<u>四一、〇〇〇</u>
		床面積の合計が二百平方メートルを超え三百平方メートル以内のもの	一件につき	<u>一〇一、〇〇〇</u>			床面積の合計が二百平方メートルを超え三百平方メートル以内のもの	一件につき	<u>六八、〇〇〇</u>
		床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一件につき	<u>一四一、〇〇〇</u>			床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一件につき	<u>一〇七、〇〇〇</u>
		床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一件につき	<u>二〇七、〇〇〇</u>			床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一件につき	<u>一五五、〇〇〇</u>
		床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	一件につき	<u>三三三、〇〇〇</u>			床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	一件につき	<u>二三一、〇〇〇</u>
		床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの	一件につき	<u>四六六、〇〇〇</u>			床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの	一件につき	<u>三四一、〇〇〇</u>
		床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	一件につき	<u>八三六、〇〇〇</u>			床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	一件につき	<u>六一〇、〇〇〇</u>
完了検査申請又は完了通知手数料	建築物に係るもの	床面積の合計が三十平方メートル以内のもの	一件につき	<u>二三、〇〇〇</u>	完了検査申請又は完了通知手数料	建築物に係るもの	床面積の合計が三十平方メートル以内のもの	一件につき	<u>一七、〇〇〇</u>
		床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの	一件につき	<u>二八、〇〇〇</u>			床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの	一件につき	<u>二二、〇〇〇</u>
		床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	一件につき	<u>四一、〇〇〇</u>			床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	一件につき	<u>三六、〇〇〇</u>
		床面積の合計が二百平方メートルを超え三百平方メートル以内のもの	一件につき	<u>五五、〇〇〇</u>			床面積の合計が二百平方メートルを超え三百平方メートル以内のもの	一件につき	<u>五一、〇〇〇</u>
		床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一件につき	<u>六七、〇〇〇</u>			床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一件につき	<u>六七、〇〇〇</u>
中間検査を受けた建築物の完了検査申請又は完了通知手数料	床面積の合計が三十平方メートル以内のもの	一件につき	<u>二二、〇〇〇</u>	中間検査を受けた建築物の完了検査申請又は完了通知手数料	床面積の合計が三十平方メートル以内のもの	一件につき	<u>一六、〇〇〇</u>		
	床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの	一件につき	<u>二七、〇〇〇</u>		床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの	一件につき	<u>二一、〇〇〇</u>		
	床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	一件につき	<u>四〇、〇〇〇</u>		床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	一件につき	<u>三五、〇〇〇</u>		
	床面積の合計が二百平方メートルを超え三百平方メートル以内のもの	一件につき	<u>五三、〇〇〇</u>		床面積の合計が二百平方メートルを超え三百平方メートル以内のもの	一件につき	<u>五〇、〇〇〇</u>		
	床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一件につき	<u>六六、〇〇〇</u>		床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一件につき	<u>六六、〇〇〇</u>		
中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計が三十平方メートル以内のもの	一件につき	<u>二〇、〇〇〇</u>	中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計が三十平方メートル以内のもの	一件につき	<u>一六、〇〇〇</u>		
	中間検査を行う部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの	一件につき	<u>二五、〇〇〇</u>		中間検査を行う部分の床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの	一件につき	<u>二一、〇〇〇</u>		
	中間検査を行う部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	一件につき	<u>三六、〇〇〇</u>		中間検査を行う部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの	一件につき	<u>三三、〇〇〇</u>		
	中間検査を行う部分の床面積の合計が二百平方メートルを超え三百平方メートル以内のもの	一件につき	<u>四八、〇〇〇</u>		中間検査を行う部分の床面積の合計が二百平方メートルを超え三百平方メートル以内のもの	一件につき	<u>四七、〇〇〇</u>		
	中間検査を行う部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一件につき	<u>六二、〇〇〇</u>		中間検査を行う部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一件につき	<u>六二、〇〇〇</u>		

※ 下線は改正箇所を示す。